

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………一
- 生活文化局計量検定所検査課……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- 都市整備局市街地整備部再開発課……………一
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………二
- (住宅政策本部住宅企画部民間住宅課……………二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………二
- (環境局総務部環境政策課……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………三
- (環境局環境改善部化学物質対策課……………三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五
- (建設局河川部指導調整課……………五
- 港湾施設の変更(二件)……………六
- (港湾局港湾経営部経営課……………六
- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の臨時休館日の変更……………六
- 技能検定員審査の実施……………六

規程(文)

- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………一〇

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二
- (産業労働局商工部地域産業振興課……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………二
- (同……………二

告示

東京都告示第八十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月五日

東京都計量検定所長 荒木 誠

- 一 検査地域 立川市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山

市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年七月六日から同年八月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

東京都告示第八十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年六月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区大山町三十一番十号

令和元年六月七日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年六月五日

●東京都告示第八百十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称
一般社団法人ウイズタイムハウス

二 支援法人の住所
練馬区大泉学園町四丁目三十番二十号

三 支援業務を行う事務所の所在地
練馬区大泉学園町四丁目三十番二十号

四 指定年月日
令和二年四月二十四日

●東京都告示第八百十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規

定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合理事長 土屋 芳人

品川区荏原三丁目五番十五号 星野屋ビル二階2A

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業 高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、品川区小山三丁目に位置する約一・六ヘクタールの事業区域において、共同住宅、商業施設、公益施設、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 周知地域の範囲
品川区 西五反田四丁目、西五反田五丁目、小山台一丁目、小山台二丁目、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、荏原一丁目、荏原二丁目、荏原三丁目、荏原四丁目、荏原五丁目、荏原六丁目、荏原七丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、中延一丁目、中延二丁目及び西中延一丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目
事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間
令和二年六月五日から同月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所
ア 品川区都市環境部環境課
品川区広町二丁目一番三十六号
イ 品川区環境清掃部環境保全課
目黒区上目黒二丁目十九番十五号
ウ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出
(一) 提出方法
持参又は郵送
(二) 記載事項
ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称

八 汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和二年六月二十四日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第八百十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第五百五十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月五日

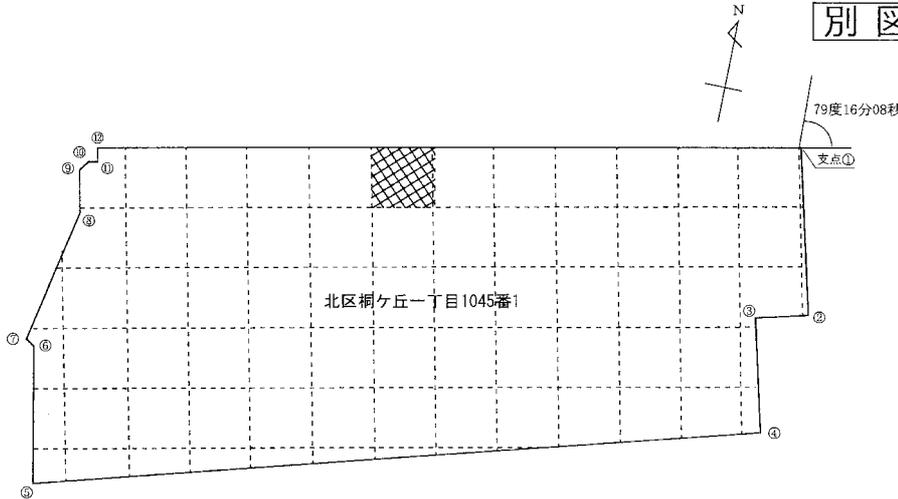
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘一丁目目内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

---	単位区画
—	敷地境界
⊗	指定を解除する区域

【支点】

支点は、北区桐ヶ丘一丁目1045番1の最北端とする。
 なお、支点の位置は、
 X = -24819.613
 Y = -11339.769
 とする。
 ※支点座標は、世界測地系（東日本大震災前の世界測地系）座標計算によって作成した。

境界点座標値(世界測地系)

測点番号	X座標	Y座標
①(支点)	-24819.613	-11339.769
②	-24846.845	-11333.473
③	-24848.650	-11341.771
④	-24867.703	-11337.658
⑤	-24897.513	-11453.007
⑥	-24875.031	-11457.139
⑦	-24874.120	-11458.139
⑧	-24852.980	-11453.234
⑨	-24844.849	-11454.336
⑩	-24843.450	-11453.207
⑪	-24843.132	-11451.506
⑫	-24840.769	-11451.853

【格子の回転角度(79度16分08秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百十五号

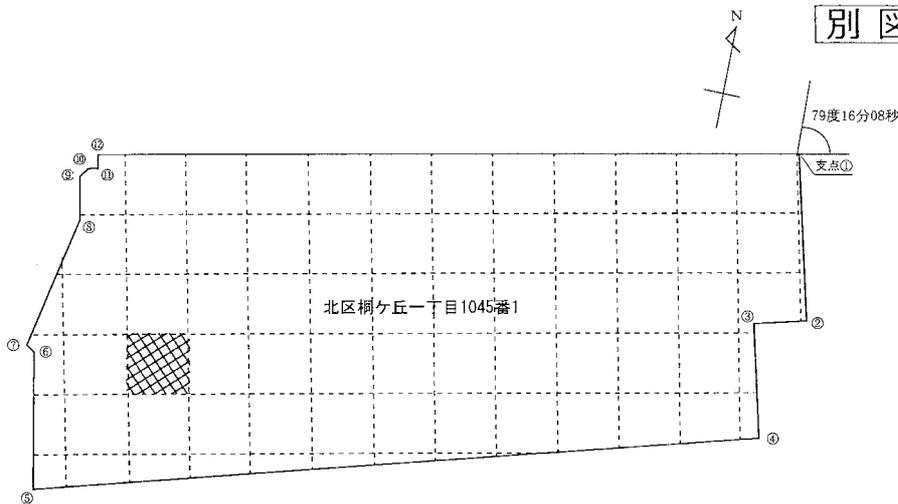
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



境界点座標値(世界測地系)

測点番号	X座標	Y座標
①(支点)	-24819.613	-11339.769
②	-24846.845	-11333.473
③	-24848.650	-11341.771
④	-24867.703	-11337.658
⑤	-24897.513	-11453.007
⑥	-24875.031	-11457.139
⑦	-24874.120	-11458.139
⑧	-24852.980	-11453.234
⑨	-24844.849	-11454.336
⑩	-24843.450	-11453.207
⑪	-24843.132	-11451.506
⑫	-24840.769	-11451.853

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、北区桐ヶ丘一丁目1045番1の最北端とする。
 なお、支点の位置は、
 X = -24819.613
 Y = -11339.769
 とする。
 ※支点座標は、世界測地系(東日本大震災前の世界測地系)座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(79度16分08秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、令和二年六月五日から起算して二週間東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

多摩市和田地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

日野市百草

三七八番

三六六番一

多摩市大字和田

一七七一七番一

一七一八番二

一号から五号まで

六号

七号から十号まで

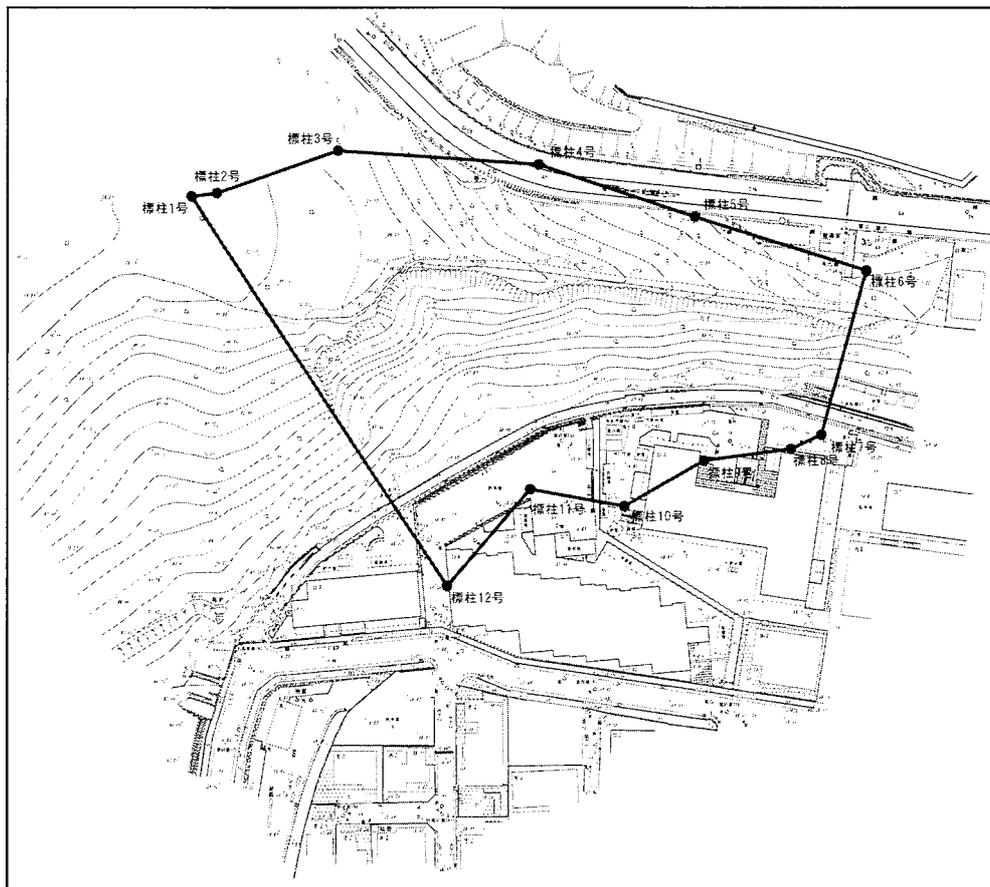
十一号及び十二号

別 図

多摩市和田地区

急傾斜地崩壊危険区域

多摩市和田地内



●東京都告示第八百七十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和二年六月五日

種類	名称	規模	所在地	変更年
港湾施設用地	十号地	五六一、五七二	江東区有明	令和二年六月
	その二	四四二・三四一	四丁目	六月六日
湾施設用地	地区港	六五平方メートル		
	メートル	七二平方メートル		

●東京都告示第八百八十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模及び所在地を次のとおり変更する。

令和二年六月五日

種類	名称	規模		所在地		変更年
		変更前	変更後	変更前	変更後	
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二三五・二五三	二〇四	江東区	江東区	令和二年六月
	側地区	一六九	一一一	青海三丁目	海の森一丁目	六月六日
港湾施設用地	平方メートル	一〇一	一〇一	先中央防波堤内側	同区海の森二丁目及	
	一トール	一トール	一トール	同区海の森三丁目	同区海の森三丁目	

告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十三号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、令和二年東京都教育委員会告示第九号において告示した東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館日を次のように変更する。

令和二年六月五日

東京都教育委員会

一 期日	変更前	変更後
令和二年四月十七日	令和二年四月十七日	令和二年四月十七日
同年五月十五日及び同年六月十六日から同月二十五日まで	同年五月十五日、同年六月七日、同月十四日、同月二十日及び同月三十一日	同年五月十五日、同年六月七日、同月十四日、同月二十日及び同月三十一日

告示(公)

●東京都公安委員会告示第185号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月5日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車運転免許を有すること及び普通自動車運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和2年7月6日(月曜日)から同月10日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

<p>7 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和2年6月18日 (木曜日) 及び同月19日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年6月8日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p>	<p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p>	<p>規 程 (交)</p> <p>●交通局規程第四十九号</p> <p>東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>令和二年六月五日</p> <p>東京都交通局長代理 次長 久 我 英 男</p> <p>東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程</p> <p>東京都地下高速電車旅客営業規程 (昭和三十五年交通局規程第十号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十九条第二号の様式表を次のように改める。</p>
--	--	--

この規程は、令和二年六月六日から施行する。

附則

●交通局規程第五十号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年六月五日

東京都交通局長代理

次長 久 我 英 男

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十

表

甲冊 No (都営地下鉄)		駅発行						
日付	1	2	3	4	5	6	額収額	
原券	普通回数券	定期券	小児券	事由	片道	別途	紛失	
							なし	70円
							10円	80円
							20円	90円
							30円	100円
							40円	200円
							50円	300円
							60円	400円
								500円

九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五号及び第三十六条第二項第五号中「三十分」を「六十分」に改める。

附則

この規程は、令和二年六月六日から施行する。

●交通局規程第五十一号

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年六月五日

東京都交通局長代理

次長 久 我 英 男

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第五号中「三十分」を「六十分」に改める。

この規程は、令和二年六月六日から施行する。

附則

附則

この規程は、令和二年六月六日から施行する。

改める。

附則

この規程は、令和二年六月六日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 サミットストア五反野店

二 店舗所在地 足立区中央本町二丁目二十六番十二号

三 設置者名 山種不動産株式会社

四 設置者住所 中央区日本橋箱崎町八番一号

五 変更前の設置者の代表者名 大野 勝

六 変更後の設置者の代表者名

木下 典夫

七 変更日

平成二十二年六月二十二日

八 届出日

令和二年四月三十日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和二年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク

二 店舗所在地

豊島区南池袋一丁目二十八番一号

三 設置者名

株式会社セブン&アイ・アセット マネジメントほか五名

四 設置者住所

千代田区二番町八番地八ほか 西武鉄道株式会社ほか一名

五 変更を行った設置者名

若林 久（西武鉄道株式会社）ほか

六 変更前の設置者の代表者名

喜多村 樹美男（西武鉄道株式会社）ほか

七 変更後の設置者の代表者名

令和二年四月一日ほか

八 変更日

令和二年五月七日

九 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

令和二年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

サミットストア五反野店

二 店舗所在地

足立区中央本町二丁目二十六番十二号

三 設置者名

山種不動産株式会社

四 店舗面積の合計

令和元年七月三十一日

が千平方メートル以下となる日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

